

## 日本語教育機関のための自己点検・評価チェックリスト（2021年度）

日本語教育機関名： 神戸住吉国際日本語学校

点検・評価項目	確認・評価
<b>1. 理念・教育目標</b>	
1.1 〈理念〉 "学び"の場所は学校だけではなく、学校は"教育"の場である。互いの国の文化を知り、理解できる環境創りを基盤とし、異文化教育の育成のため日本語教育を行う。	-
1.2 〈教育目標〉 日本語教育により日本の文化、習慣風習を学び日本人との思考、価値観を共有、理解できること。そしてグローバル社会で活躍できる人材育成と、日本の専門技術、高等教育機関への進学目標の達成。	-
1.3 〈育成する人材〉 異文化に興味、理解を持ち、留学というツールで学びの価値観が共有できる人材。	-
1.4 理念、教育目標が社会の要請に合致していること確認している。	A
1.5 理念、教育目標及び育成する人材像が、教職員及び学生に周知されている。	A
【達成状況】 教育理念、目標は常に教職員と共有し業務をおこなっている。	
<b>2. 学校運営</b>	
2.1 日本語教育機関の告示基準に適合している。【注】	(✓)
2.2 短期及び中長期の運営方針と経営目標が明確化され、教職員に周知されている。	A
2.3 管理運営の諸規定が整備され、規定に基づいた運営が行われている。	A
2.4 意志決定が組織的に行われ、かつ、効率的に機能している。	A
2.5 予算編成が適切に行われ、執行ルールが明確である。	A
2.6 外部からの情報収集が効率的に行われ、かつ、共有化する仕組みがある。	A
2.7 学生、入学志願者及び経費支弁者に対して、理解できる言語で情報提供を行っている。	A
2.8 授業や運営に関する学生からの相談、苦情等の担当者が特定され、適切に対処している。	A
2.9 業務の見直し及び効率的な運営の検討が定期的、かつ、組織的に行われている。	A
【達成状況】 教職員、全員と業務体系を共有し円滑に運営ができています。	
<b>3. 教育活動の計画</b>	
3.1 理念・教育目標に合致したコース設定をしている。	A
3.2 教育目標達成に向けたカリキュラムが編成されている。	A
3.3 国内、又は国際的に認知されている熟達度の枠組みを参考にしてレベル設定をしている。	A
3.4 教育目標に合致した教材を選定し、著作権に留意している。	A
3.5 成績評価・修了認定の基準は明確にしている。	A
3.6 教育内容及び教育方法について教員間で共通理解が得られている。	A
3.7 教員の能力、経験等を勘案し、適切な教員配置をしている。	A
【達成状況】 学籍管理システムの導入により、コロナ禍での緊急時対応でも、オンライン上で教師との連携を円滑におこなうことができた。	
<b>4. 教育活動の実施</b>	
4.1 授業開始までに学生の日本語能力を試験等により判定し、適切なクラス編成を行っている。	A
4.2 教員に対して、担当するクラスの学生の学習目的、編成試験の結果、学習歴その他指導に必要な情報を伝達している。	A
4.3 開示されたシラバスによって授業を行っている。	A
4.4 授業記録簿及び出席簿を備え、正確に記録している。	A
4.5 理解度・到達度の確認が実施期間中に適切に行っている。	A
4.6 個別学習指導等の学習支援担当者が特定され、適切な指導・支援を行っている。	A
4.7 特定の支援を必要とする学習者に対して、その分野の専門家の助言を受けている。	A
【達成状況】 4.2 コロナ状況の中、オンラインでの教師会が続いたため学生の情報に関しては、個人情報観点から、各先生からの開示依頼があった場合行っている。	

<b>5. 成績判定と授業評価</b>	
5.1 判定基準及び判定方法が明確に定められ、適切に行われており、全ての教職員に共有されて	A
5.2 成績判定結果を的確に学生に伝えている。	A
5.3 判定基準及び判定方法の妥当性を定期的に検証している。	A
5.4 授業評価を定期的実施している。	A
5.5 学生による授業評価を定期的実施している。	A
5.6 授業評価の結果が教育内容や方法の改善、教員の教育能力向上等の取組みに反映されてい	A
<b>【達成状況】</b> 教師職員、全てに共有され適切に運営されている。	
<b>6. 教育活動を担う教職員</b>	
6.1 校長、主任教員、専任教員及び非常勤教員の職務内容及び責任と権限を明確に定めている。	A
6.2 教育目標達成に必要な教員の知識、能力及び資質を明示している。	A
6.3 教員及び職員の採用方法及び雇用条件を明文化している。	A
6.4 教員及び職員の研修等により教育の質及び支援力強化のための取組みをしている。	A
6.5 教育機関としての信頼を高めるため、倫理観、振る舞い、ハラスメント防止等に関する研修を行っている。	A
6.6 教員及び職員の評価を適切に行っている。	A
<b>【達成状況】</b> 全ての適切に運営されている。	
<b>7. 教育成果</b>	
7.1 入学から修了・卒業までの学習成績を記録、保管し、適正に管理している。	A
7.2 修了・卒業の判定を適切に行っている。	A
7.3 日本留学試験、日本語能力試験等の外部試験の結果を把握している。	A
7.4 卒業または修了後の進路を把握している。	A
7.5 卒業生及び修了生の状況を把握するための取組みを行い、進学先、就職先等での状況や社会的評価を把握している。	A
<b>【達成状況】</b> 学生の入国から修了、卒業までのデータは全て管理システムに入力されている。また進学先との連絡は密に行い、卒業後の進学先から学生の進路報告を受けている。	
<b>8. 学生支援</b>	
8.1 生活指導責任者を中心に、指導体制を周知している。	A
8.2 住居支援を行っている。	A
8.3 留学生活に関するオリエンテーションを入学直後に実施し、また、在籍者全員を対象に定期的に実施している。定期的に実施している。	A
8.4 アルバイトに関する指導及び支援を行っている。	A
8.5 健康、衛生面について指導する態勢を整えている。	A
8.6 対象となる学生全員が国民健康保険に加入し、併せて留学生保険に加入している。	A
8.7 重篤な疾病や傷害のあった場合の対応、及び感染症発生時の措置を定めている。	A
8.8 交通事故等の相談態勢を整備している。	A
8.9 火災、地震、台風等の災害発生時の避難方法、避難経路、避難場所等を定め、避難訓練を定期的に実施している。	A
8.10 気象警報発令時の措置を定め、教職員及び学生に周知している。	A
<b>【達成状況】</b> 責任者を中心に、学生の支援フォローはできている。学生達への緊急連絡網があり、一斉送信できるシステムを使っている。	
<b>9. 進路に関する支援</b>	
9.1 進路指導担当者を特定している。	A
9.2 学生の希望する進路を把握している。	A
9.3 進学、就職等の進路に関する最新の資料が備えられ、学生が閲覧できる状態にある。	A
9.4 入学時からの一貫した進路指導を行っている。	A
<b>【達成状況】</b> 進路指導の専任者を中心に、校長も参加し個人指導体制をとっている。進路指導に必要な個人データは共有している。	

## 10. 入国・在留に関する指導及び支援

- |  |   |
|--|---|
| 10.1 入管事務担当者を特定し、その職務内容及び責任と権限を明確に定めている。           | A |
| 10.2 担当者は、研修受講等により最新かつ適切な情報取得を継続的に行っている。           | A |
| 10.3 入国管理局により認められた申請等取次者を配置している。                   | A |
| 10.4 入管法上の留意点について学生への伝達を必要に応じて行っている。               | A |
| 10.5 在留に関する学生の最新情報を正確に把握している。                      | A |
| 10.6 在留上、問題のある学生への個別指導を行っている。                      | A |
| 10.7 不法残留者、資格外活動違反者、犯罪関与者等を発生させないための取組みを継続的に行っている。 | A |
| 10.8 過去3年間、不法残留者、資格外活動違反者及び犯罪関与者を発生させていない。         | B |

【達成状況】 10.8 過去に資格外活動で違反者が発生した経緯があり、現在はアルバイト情報、住所、携帯電話の変更の全校生から調査をとり、日々情報のアップデート及びチェックを行っている。

## 11. 教育環境

- |   |   |
|---|---|
| 11.1 教室内は、十分な照度があり、換気がなされているとともに、語学教育を行うのに必要な遮音性が確保されている。 | A |
| 11.2 生徒が自主的に学習できる環境が整っている。                                | A |
| 11.3 教育上の必要性に十分対応できる設備が整っている。                             | A |
| 11.4 視聴覚教材やITを利用した授業が可能な設備や教育用機器を整備している。                  | A |
| 11.5 教員及び職員の執務に必要なスペースを確保している。                            | A |
| 11.6 法令上必要な設備等を備えている。                                     | A |

【達成状況】 法令にもとづいた設備が整っている。また社会状況によって教育内容に変化が生じた時の対応も速やかに進める対策をおこなっている。

- |  |   |
|--|---|
| 12.1 理念・教育目標に沿った学生の受入方針を定め、年間募集計画を策定している。  | A |
| 12.2 機関に所属する職員が入学志願者に対して情報提供や入学相談を行っている。   | A |
| 12.3 教育内容、教育成果を含む最新、かつ、正確な学校情報、求める学生像、及び応募資格と条件が入学希望者の理解できる言語で開示されている。                           | A |
| 12.4 海外の募集代理人（エージェンツ等）に最新、かつ、正確な情報提供を行うとともに、その募集活動が適切に行われていることを把握している。                           | A |
| 12.5 入学選考基準及び方法が明確化され、適切な体制で入学選考を行っている。  | A |
| 12.6 学生情報を正確に把握し、提出された根拠資料等により確認を行っている。不法残留者を多く発生させている国からの志願者については、学校関係者（職員等）が面接などの調査を行うよう努めている。 | A |
| 12.7 入学志願者の学習能力、勉学意欲、日本語能力等を確認するとともに、受け入れるコースの教育内容が志願者の学習ニーズと合致することを確認している。                      | A |
| 12.8 入学検定料、入学金、授業料、その他納付金の金額及び納付時期、及び学費以外に入学後必要になる費用が明示されている。                                    | A |
| 12.9 関係諸法令に基づいた学費返還規定が定められ、公開されている。  | A |

【達成状況】 コロナの影響で、海外面接を行わず、オンラインによる面接に切り換えた。海外エージェンツのほとんどが何年もの付き合いに絞っている。また一カ所から多くて数人の申請のため、学生間のトラブルもなく、学生の質に関しても比較的安定している。

## 13. 財務

- |                               |   |
|-------------------------------|---|
| 13.1 財務状況は、中長期的に安定している。       | B |
| 13.2 予算・収支計画の有効性及び妥当性が保たれている。 | A |
| 13.3 適正な会計監査が実施されている。         | A |

【達成状況】 中長期的財政安定を常に心がけている。しかしコロナの影響により外国人の入国制限で2020年以降は減収となる。金融機関からの借り入れ、国の助成金等を活用し、オンライン準備、各部屋の空気清浄機の導入をおこない、対面、オンライン授業を実施しながら待機学生の指導を行ってきた。海外募集をオンライン化することによって経費節減を行い安定化を顧問税理士と連携しながら適切な会計処理をおこなっている。

#### 14. 法令遵守

- |                                       |   |
|---------------------------------------|---|
| 14.1 法令遵守に関する担当者を特定している。              | A |
| 14.2 教職員のコンプライアンス意識を高めるための取り組みを行っている。 | A |
| 14.3 個人情報保護のための対策をとっている。              | A |
| 14.4 入国管理局、関係官庁、等への必要な報告を遅滞なく行っている。   | B |

【達成状況】 14.4 報告は期日通りおこなっている。しかし修正の指摘等により後日提出を行った。今後は修正なく速やかに報告ができるよう最新の注意をはらう。

#### 15. 地域貢献・社会貢献

- |   |   |
|---|---|
| 15.1 日本語教育機関の資源・施設を利用した社会貢献・地域貢献を行っている。 | B |
| 15.2 学生ボランティア活動への支援を行っている。              | A |

【達成状況】 15.1 本校施設を利用して地域貢献の活動は今後場所、時間等の調整がつけば実施を考えて

#### 評価方法

- ・A： 達成されている。
- ・B： ほぼ達成されているが、改善に取り組んでいる。
- ・C： 達成に向けて努力している。
- ・D： 達成されていない。検討中。

【注】 この項目には、「告示基準」適合状況点検表（別添）の作成が必要。作成後確認として〔 〕欄に「✓」

## 法務省告示をもって定める日本語教育機関における教育に関する告示基準定期点検報告書

令和 4年 4月 1日現在

## 1. 機関概要

機関名： 神戸住吉国際日本語学校  
 所在地： 兵庫県神戸市東灘区住吉宮町2丁目21-8  
 設置校URL： <https://www.s-i-s-kobe.com/>  
 電話番号： 078-822-6620  
 E-Mail： [sumiyoshi@s-i-s-kobe.com](mailto:sumiyoshi@s-i-s-kobe.com)  
 設置者名： 株式会社神戸住吉国際日本語学校  
 設置者種別： 株式会社  
 法務省告示認定年月： 2002年4月  
 選定結果： 適正校

代表者名： 若林 芳子  
 校長名： 阪上 廣  
 副校長名： なし  
 主任教員名： 奥 未知留  
 教員数： 12 ※校長が教員を兼ねる場合は、校長を含む。  
 収容定員（変更報告年月日）： 120  
 在籍者数（在留資格「留学」の生徒）： 26

## 2. 名称の基準適合性（告示基準第1条第1項第1号関係）

学則	基準適合性
学校の名称として、告示されたものを正しく使用しているか。（第1条第1項第1号）	○

## 3. 学則の基準適合性（告示基準第1条第1項第2号関係）

学則	基準適合性	変更報告年月日
学則が基準に適合しているか。（第1条第1項第2号）	○	2017年1月10日

## 4. 設置代表者、校長、主任教員の基準適合性（告示基準第1条第1項第3号、第4号、第5号、第10号、第15号、第17号関係）

設置代表者・校長・主任教員	基準適合性	変更報告年月日
設置代表者が基準に適合しているか。（第1条第1項第3号、第4号、第5号）	○	変更なし
設置者が日本語教育機関以外の事業を行っている場合、当該事業について記載。（第1条第1項第5号）	—	
校長が基準に適合しているか。（第1条第1項第10号、第17号）	○	2016年9月1日
主任教員が基準に適合しているか。（第1条第1項第15号、第17号）	○	2011年1月10日

法務省告示をもって定める日本語教育機関における教育に関する告示基準定期点検報告書

5. 教員等の基準適合性（告示基準第1条第1項第11号，12号，13号，第14号，第17号関係）

教員	基準適合性
教員が基準に適合しているか。（第1条第1項第13号，第17号）	○
教員数及び専任教員数が基準に適合しているか。（第1条第1項第11号，第12号）	○
教員の1週間当たりの授業担当時間数が基準に適合しているか。（第1条第1項第14号）	○
13	○

専任・非常勤の別	在籍教員数	①日本語教育に係る学位取得者数	②大学における日本語教員養成課程修了者数	③日本語教育能力検定試験合格者数	④420単位時間以上の養成研修修了者（学士以上の学位取得者に限る）数	⑤その他	
専任教員	3	1		1	1		
非常勤教員	9			9			
合計	12	1	0	10	1		0

※教員1名につき立証可能な要件いずれか1つに計上すること

※教員の詳細については別紙（様式8-2号）提出

地方出入国在留管理局への教員変更報告：

済 未済 変更なし

（※告示基準第10号，第13号，第14号，第15号，第42号関係）

最終教員変更届出日 2021/4/1

## 法務省告示をもって定める日本語教育機関における教育に関する告示基準定期点検報告書

## 6. 教育課程と生徒の定員等が基準に適合しているか（告示基準第1条第1項第6号、第7号、第8号、第9号関係）

教育課程、生徒の定員等授業科目	基準適合性
教育課程は告示基準に適合しているか。（第1条第1項第6号）	○
生徒の定員と、同時に授業を受ける生徒数が基準に適合しているか。（第1条第1項第7号、第8号、第9号）	○

設置コース	1単位時間		レベル別教育時間（単位時間）数						定員数	在籍者数	修業期間の始期	変更報告年月日	コース修了時の日本語能力の達成目標
	45分		初級	初中級	中級	中上級	上級	合計					
進学2年コース	260	280	360	320	400			1,620	40	18	4月	変更なし	N1相当
進学1年9ヶ月コース	260	280	280	280	320			1,420	40	4	7月	平成29年1月10日	N2相当
進学1年6ヶ月コース	260	—	260	320	360			1,200	35	4	10月	変更なし	N2相当
進学1年3ヶ月コース	80	—	260	320	360			1,020	5	-	1月	平成29年1月10日	N2相当

(2022年度)

## 7. 課程修了者の日本語能力習得状況等（告示基準第1条第1項第4号関係）

課程修了者の日本語能力習得状況等	基準適合性
大学等への進学者の数、入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格（外交、公用及び技能実習を除く。）への変更を許可された者の数、CEFRのA2相当以上のレベルの者の数及びこれらの数の合計について、地方出入国在留管理局に報告しているか。	○
上記のそれぞれの数及び合計について、公表しているか（公表方法を下記に記載）。	○
上記の合計について、当該年度の課程修了の認定を受けた者の7割を下回る場合に、改善方を地方出入国在留管理局に報告しているか。	該当者なし
公表方法（HPの場合はURLも記載）	
HP	<a href="https://www.s-i-s-kobe.com/">https://www.s-i-s-kobe.com/</a>

## 法務省告示をもって定める日本語教育機関における教育に関する告示基準定期点検報告書

## 8. 点検・評価（告示基準第1条第1項第18号関係）

【告示基準第1条第1項第45号関係】

点検・評価	基準適合性
教育水準の向上を図り、日本語教育機関の目的を達成するため、活動の状況について自ら点検及び評価を年に1回以上行っているか。（第1条第1項第18号）	○

自己点検・評価	実施年月	点検・評価結果の公表方法（HPの場合はURLも記載）	
	2022年4月	HP	<a href="https://www.s-i-s-kobe.com/">https://www.s-i-s-kobe.com/</a>

## 9. 生活指導（告示基準第1条第1項第16号、第17号関係）

生活指導	基準適合性
生徒の生活指導及び進路指導に関する知識を有する教員又は事務職員の中から、生徒の生活指導及び進路指導を行う者を生活指導担当者として定めた上、適切な生活指導及び進路指導を行うことのできる体制を整えているか。（第1条第1項第16号）	○
全ての生活指導担当者が、欠格事由に該当していないか。（第1条第1項第17号）	○

	本務	兼務
生活指導担当者数	1	3
進路指導担当者数	1	3

## 10. 施設・設備（告示基準第1条第1項第19号～第29号関係）

施設・設備（校地・校舎、教室等）	基準適合性	変更報告年月日
施設・設備が告示基準に適合しているか。（第1条第1項第19号～29号）	○	変更なし

## 11. 健康診断（告示基準第1条第1項第30号関係）

健康診断	基準適合性
入学後できるだけ早期に健康診断を行うこととし、以後1年ごとに健康診断を行っているか。（第1条第1項第30号）	○



## 法務省告示をもって定める日本語教育機関における教育に関する告示基準定期点検報告書

## 1 2. 入学者の募集・選考（告示基準第1条第1項第31号～第34号関係）

入学者の募集	基準適合性	情報提供方法
入学者の募集に当たり、入学希望者に対し、告示基準に定める事項に関する情報の提供を適切な方法により正確かつ確実にしているか。（第1条第1項第31号）	○	申請前の面接時に説明
入学者の選考	基準適合性	確認・把握方法
入学者の選考に当たり、入学希望者が日本語教育を受ける者として適当と認められること及び経費支弁能力を有することを適切な方法で確認しているか。（第1条第1項第32号）	○	WEBサイト、SNS、パンフレット申請前の電話調査
入学者の選考に当たり、入学希望者が仲介者等に支払い又は支払うことを約束した金銭の名目及び額を適切な方法により把握していること。（第1条第1項第33号）	○	現地仲介業者及び、申請者への聞き取り
不適切な仲介業者が関与している場合には、その入学希望者の入学を認めないこととしているか。（第1条第1項第34号）	○	

## 1 3. 在籍管理（告示基準第1条第1項第36号～第40号関係）

在籍管理	基準適合性
個々の生徒の単位時間ごとの出欠を正確に把握するための適切な措置を講じているか。（第1条第1項第36号）	○
1か月の出席率が8割を下回った生徒については、1か月の出席率が8割以上になるまで改善のための指導を行っているか。（第1条第1項第37号）	○
生徒の在留期間並びに資格外活動の許可の有無及び内容を把握し、出入国管理法令に違反しないよう適切な助言及び指導を行っているか。（第1条第1項第40号）	○
資格外活動の許可を受けている生徒に対して、当該許可に係る活動を行う本邦の公私の機関の名称の届出を求めているか。（第1条第1項第40号）	○

## 1 4. 禁止行為（告示基準第1条第1項第41号関係）

入学者の募集	基準適合性
職業安定法上の許可を受けている場合を除き、生徒の在籍中若しくは離籍後の就労又は進学に関し、生徒、就労先の事業者若しくは進学先の教育機関又は仲介者からあつせん又は紹介の対価を得ず、かつ、役員、校長、教員及び職員をしてこれを得させていないか。（第1条第1項第41号）	○

## 法務省告示をもって定める日本語教育機関における教育に関する告示基準定期点検報告書

## 15. 地方出入国在留管理局への報告（告示基準第1条第1項第38号，第39号，第42号，第43号，第46号関係）

地方出入国在留管理局への報告	基準適合性				
	第38号	第39号	第42号	第43号	第46号
告示基準に基づく地方出入国在留管理局への報告を適切に行っているか。	○	○	○	○	○

## 16. 記録等の保存（告示基準第1条第1項第31号，第33号，第35～第37号，第40号，第45号関係）

記録等の保存	基準適合性						
	第31号	第33号	第35号	第36号	第37号	第40号	第45号
告示基準に基づき，記録，届出のあった内容又は資料を適切に保存しているか。	○	○	○	○	○	○	○

## 17. 地方出入国在留管理局への職員への記録等の提示（告示基準第1条第1項第47号関係）

記録等の提示	基準適合性
地方出入国在留管理局の求めがあったときは，第31号，第33号若しくは第35号から第37号までに規定する記録，第40号に規定する届出のあった内容又は第45号に規定する資料を地方出入国在留管理局の職員に提示しているか。（第1条第1項第47号）	○

## 18. 運営体制（告示基準第1条第1項第48号）

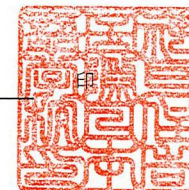
運営体制	基準適合性
日本語教育機関の運営が円滑に行われる体制を有しているか。（第1条第1項第48号）	○

点検結果は上記のとおりで間違いありません。

2022年 6月 24日

機関名 神戸住吉国際日本語学校

設置代表者名：若林芳子



課程修了者の日本語能力習得状況等

作成年月日： 2022年06月15日

日本語教育機関名：神戸住吉国際日本語学校

設置者名：株式会社神戸住吉国際日本語学校

課程修了者の日本語能力習得状況等	基準適合性
第44号：大学等への進学者，入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格（外交・公用及び技能実習を除く。）への変更を許可された者及びCEFR・A2相当以上と認められる者の合計が、課程修了の認定を受けた者の7割以上	○

基準該当者割合 ②÷(①+③)	95.7%
課程修了者数（※1，※2）①	46
基準該当者合計数（実人数）②	44

左記「基準該当者合計数（実人数）」のうち退学者数（44号ただし書き）③	0
-------------------------------------	---

※1 退学者は含めない。

※2 各年度の課程修了の認定を受けた者が，その修了日までに入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格（外交，公用及び技能実習を除く。）への在留資格変更許可申請をした場合において，当該申請に対する処分が，この号に基づく地方出入国在留管理局への報告までになされないときは，当該者を分母となる課程修了認定者の数に該当する者として加える必要はない。

基準該当者の各内訳

※該当する要件が二以上ある生徒は，a～cのそれぞれに計上可。ただし，「基準該当者合計数（上記②）」は実人数を算出するため，当該生徒について重複を除き，一人として扱うこと。		日本語 進学1年6ヶ月コース(7月入学)	日本語 進学1年6ヶ月コース(10月入学)	日本語 進学2年コース(4月入学)	
a. 大学等への進学者の数 ※我が国での進学に限り，非正規生は除く。		0	12	22	
b. 入管法別表第一の一の表若しくは二の表の上欄の在留資格（外交，公用及び技能実習を除く。）への変更を許可された者の数		0	0	0	
c. CEFRのA2相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明されている者の数 ※法務省HPに掲載された試験又は日本留学試験に限る。		0	1	9	

※CEFRのA2相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明されている者(C)については，CEFRのA2相当以上のレベルであることを証明するための書類（試験の合格証等）の写しを本報告書と併せて提出すること。

基準該当者合計数(②)及び内訳(a～cのそれぞれの合計)の公表の方法

WEBサイトにて公表 <https://www.s-i-s-kobe.com/>